

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|-----------------------------|-------------|
| 1 電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上 |
| 2 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他 |
| 3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上 |
| 4 電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他 |

A-2 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条）、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

A-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された A 又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他 B に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の C するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

- | A | B | C |
|----------|--------------------------|----------------|
| 1 無線局の種別 | 緊急の事態が発生した場合 | 効率的な航行を確保 |
| 2 目的 | 緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 | 効率的な航行を確保 |
| 3 目的 | 緊急の事態が発生した場合 | 航行に対する重大な危険を予防 |
| 4 無線局の種別 | 緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 | 航行に対する重大な危険を予防 |

A-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

- | A | B |
|--------------------|-----------------|
| 1 電波の型式及び周波数 | 遭難通信、緊急通信及び安全通信 |
| 2 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信 |
| 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信、緊急通信及び安全通信 |
| 4 電波の型式及び周波数 | 遭難通信 |

A-5 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために運用の停止を命令することができる。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

A-6 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条から第8条の2まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 義務船舶局においては、無線局運用規則第6条及び第7条の規定により、無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）及び双方向無線電話の機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を無線局の免許人に通知するとともに、遅滞なく総務大臣に報告しなければならない。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

A-7 次の記述は、海上移動業務における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 C でなければ呼出しをしてはならない。

- | A | B | C |
|---------------|--------------------|----------------|
| 1 送信機を最良の動作状態 | 電波の周波数 | その通信が終了した後 |
| 2 受信機を最良の感度 | 電波の周波数その他必要と認める周波数 | その通信が終了した後 |
| 3 受信機を最良の感度 | 電波の周波数 | 少なくとも10分間経過した後 |
| 4 送信機を最良の動作状態 | 電波の周波数その他必要と認める周波数 | 少なくとも10分間経過した後 |

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における通報の送信の終了及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第36条から第38条まで、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1)
(2) どうぞ

② 通報を確実に受信したときは、(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 1回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 1回
(4) 1回
(5) 最後に受信した通報の番号 1回

③ 通信が終了したときは、 の語を送信するものとする。

A	B	C
1 こちらは、そちらに送信するものはありません	通報を受信しました	通信終了
2 送信を終わりました、受信しましたか	通報を受信しました	さようなら
3 送信を終わりました、受信しましたか	了解又はOK	通信終了
4 こちらは、そちらに送信するものはありません	了解又はOK	さようなら

A-9 海上移動業務の無線局におけるデジタル選択呼出通信（注）に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信に係るものを除く。

1 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては5分以内に応答するものとする。

2 応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

3 応答の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、応答の際に送信する事項の「通報の周波数等」にその電波の周波数等では通報を受信することができない旨を明示するものとする。

4 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。

A-10 船舶局において安全信号等を受信した場合に執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

1 船舶局は、他の船舶局が送信する安全通報を受信したときは、遅滞なく、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。

2 船舶局は、安全信号を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。

3 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

4 船舶局は、安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 B 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合

J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波 C

(3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）

A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波 C 又は通常使用する呼出電波

A	B	C
1 遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.65MHz
2 遭難通信	2,174.5kHz	156.65MHz
3 遭難通信	2,187.5kHz	156.8 MHz
4 遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.8 MHz

A-12 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復は、どのようにしなければならないか。無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ反復を再開してはならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。

A-13 次の記述のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条第1項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限の処分
- 2 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 3 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限の処分
- 4 無線局の免許の取消しの処分

A-14 次の記述は、船舶局に係る免許状及び無線従事者免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、 A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管
4 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管

B-1 無線局の免許後の変更に関する次の場合のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、変更検査（注）に合格した後でなければ、その変更に係る部分を運用することができないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注 電波法第18条に定める総務大臣の行う検査をいう。

- ア 識別信号の指定の変更を申請し、総務大臣からその指定の変更を受けたとき。
- イ 無線設備の設置場所の変更について総務大臣の許可を受け、その変更を行ったとき（総務省令で定める場合を除く。）。
- ウ 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受け、その変更の工事を行ったとき（総務省令で定める場合を除く。）。
- エ 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があり、その免許人の地位を承継し、その旨を総務大臣に届け出たとき。
- オ 総務大臣の許可を受けて船舶局の通信の相手方又は通信事項を変更したとき。

B-2 次の表の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D	<input type="text"/> ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text"/> イ
A 3 E	<input type="text"/> ア	<input type="text"/> ウ	電話（音響の放送を含む。）
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	<input type="text"/> エ
J 3 E	<input type="text"/> オ	<input type="text"/> ウ	電話（音響の放送を含む。）
P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 振幅変調で両側波帯 | 2 振幅変調で残留側波帯 |
| 3 ファクシミリ | 4 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |
| 5 アナログ信号である単一チャネルのもの | 6 デジタル信号である2以上のチャネルのもの |
| 7 電信（聴覚受信を目的とするもの） | 8 電信（自動受信を目的とするもの） |
| 9 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | 10 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 |

B-3 海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第22条、第23条、第26条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ウ 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行うものとする。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- オ 呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行うものとする。

B-4 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第54条及び第66条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- イ 船舶局は、遭難通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うために必要最小のものでなければならない。
- ウ 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- エ 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- オ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。

B-5 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 ア 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び イ 並びに ウ （以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の エ までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 オ することができる。

注1 人の生命若しくは身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------|------------|
| 1 毎年1回 | 2 総務省令で定める時期ごとに | 3 員数 |
| 4 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。） | | |
| 5 計器及び予備品 | 6 時計及び書類 | 7 2週間前 |
| 8 1月前 | 9 省略 | 10 その一部を省略 |

B-6 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、義務船舶局（国際航海に従事する船舶の船舶局及び国際通信を行う船舶局を除く。）に備え付けておかなければならない書類に該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 海岸局及び特別業務の局の局名録
- ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 免許状